

令和 2 年度

総社市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

総社市監査委員

総 監 第 22 号

令和3年8月13日

総社市長 片岡 聡 一 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 深 見 昌 宏

令和2年度総社市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度総社市健全化判断比率及び資金不足比率にかかる算定基礎書類を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
○審査の概要・意見		
1	健全化判断比率	1
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	6
2	資金不足比率	8
	(1) 法適用企業	8
	(2) 法非適用企業	9
3	審査の意見	10
(参考)		
1	健全化判断比率等の算定対象	11
2	早期健全化基準, 財政再生基準及び経営健全化基準の適用等について	12

(注)

- 文中に用いた金額は, 原則として千円単位で表示した。
- 比率及び数値は, 表示単位未満を四捨五入した。
- ポイントとは, パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 各表中の符号の用法は, 次のとおりである。
「－」 該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの
「0.0」 該当数値はあるが, 単位未満のもの
「△」 負数又は減数

令和2年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和2年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和2年度 資金不足比率

第2 審査の期間

令和3年 7月26日から令和3年 8月10日まで

第3 審査の方法

市長から送付を受けた健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令等に準拠して適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかなどを中心に、関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し正確であると認められた。

○審査の概要・意見

1 健全化判断比率

本市の健全化判断比率の状況は次のとおりであり、いずれも国の示す基準において、財政の健全段階の範囲内であると認められた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額が赤字ではないので「-」で表示した。

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-	-	12.69	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	17.69	30.0
実 質 公 債 費 比 率	7.4	8.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	14.7	23.2	350.0	

比率ごとの状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模と比較し、財政運営の深刻度を示すものである。

なお、この比率は、これまで使われている実質収支比率と同じものである。

<算式>	$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
------	--

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であり「－」と表示した。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度対比	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	－	12.69

次表のとおり、本市の実質収支額は、880,280千円の黒字で、前年度に比べ678,367千円の増加となっている。

また、参考までに黒字の比率を求めたところ5.39%となり、前年度に比べ4.11ポイント上昇している。

(実質収支額等)

(単位：千円，％，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一 般 会 計	880,280	201,913	678,367	336.0
合 計 A	880,280	201,913	678,367	336.0
標 準 財 政 規 模 B	16,321,902	15,716,548	605,354	3.9
<参考> 実質収支が黒字の場合の比率 A/B	5.39	1.28	4.11	321.1

(注) 実質収支額 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源の額

※標準財政規模について

標準財政規模は通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、市税等の標準税収入額等、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額となり、本市の場合は次のとおりである。

(単位：千円，％)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率	
標 準 財 政 規 模	16,321,902	15,716,548	605,354	3.9	
内 訳	標 準 税 収 入 額 等	10,302,084	9,876,189	425,895	4.3
	普 通 交 付 税 額	5,224,180	5,138,464	85,716	1.7
	臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	795,638	701,895	93,743	13.4

標準財政規模は16,321,902千円で、前年度に比べ605,354千円増加している。

これは、標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額がすべて増加したことによるものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計(一般会計、特別会計及び公営企業会計)の実質赤字額(公営企業会計においては資金不足額)の合計額を標準財政規模と比較するもので、会計間での赤字の調整を捉え、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものである。

<算式>	$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計等の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
------	---

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり「－」と表示した。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度対比	早期健全化基準
連結実質赤字比率	－	－	－	17.69

次表のとおり、本市の連結実質収支額は、2,608,641千円の黒字で、前年度に比べ777,020千円増加している。これは主として、一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

また、参考までに黒字の比率を求めたところ15.98%となり、前年度に比べ4.33ポイント上昇している。

(実質収支額・資金不足額(又は剰余額))

(単位：千円，％，ポイント)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減 額	増 減 率	
一般会計等		880,280	201,913	678,367	336.0	
特別会計 のうち公 営企業以 外の会計	国民健康保険	253,461	102,382	151,079	147.6	
	後期高齢者医療	2,830	590	2,240	379.7	
	介護保険	34,113	13,502	20,611	152.7	
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水道事業	1,235,999	1,190,278	45,721	3.8
		工業用水道事業	153,738	133,685	20,053	15.0
		下水道事業	48,212	－	48,212	皆増
	法 非 適 用	農業集落排水事業費	－	25,156	△25,156	皆減
		公共下水道事業費	－	164,111	△164,111	皆減
		国民宿舎事業費	8	4	4	100.0
合 計 A		2,608,641	1,831,621	777,020	42.4	
標準財政規模 B		16,321,902	15,716,548	605,354	3.9	
<参考> 連結実質収支等が黒字の場合の比率 A/B		15.98	11.65	4.33	37.2	

- (注) 1 一般会計・特別会計の実質収支額 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源の額
 2 公営企業会計の資金不足額(又は剰余額) = 資金不足比率に算入する資金不足額と同額
 3 令和2年度から農業集落排水事業費特別会計及び公共下水道事業費特別会計は公営企業会計へ移行している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金を標準財政規模と比較し、地方公共団体の借金返済の負担度を示すものである。算定の対象は、全会計(一般会計、特別会計及び公営企業会計)に加え、一部事務組合等に係る負担も含まれる。

<算式>	$\text{実質公債費比率} = \frac{A + B - C - D}{\text{標準財政規模} - D}$	の3箇年の平均						
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>A : 元利償還金</td> <td>B : 準元利償還金</td> <td>C : 特定財源</td> </tr> <tr> <td colspan="3">D : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> </table>			A : 元利償還金	B : 準元利償還金	C : 特定財源	D : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
A : 元利償還金	B : 準元利償還金	C : 特定財源						
D : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								

比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
実質公債費比率(3箇年の平均)	7.4	8.2	9.0	25.0
<参考>実質公債費比率(単年度)	6.9	7.4	8.1	—

実質公債費比率は7.4%で、前年度に比べ0.8ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。なお、単年度の比率で見ると当年度は6.9%であるが、前年度に比べ0.5ポイント改善している。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減 額 (R2←R1)	平成30年度
A 元利償還金 (一般会計等の公債費で、繰上償還額等は除く。)	2,683,793	2,713,188	△29,395	2,990,278
B 準元利償還金 (主として公営企業会計等における元利償還に対する一般会計からの繰出金や将来の支払を約束した債務負担行為)	1,011,549	1,042,773	△31,224	935,526
水道事業会計	83,292	91,448	△8,156	94,488
下水道事業会計	668,466	—	668,466	—
農業集落排水事業費特別会計	—	133,071	△133,071	115,677
公共下水道事業費特別会計	—	573,806	△573,806	487,345
国民宿舎事業費特別会計	43,353	18,138	25,215	7,146
一部事務組合への負担金等	142,506	144,574	△2,068	143,721
公債費に準ずる債務負担行為	73,932	81,736	△7,804	87,149
一時借入金の利子	0	0	0	0

C 特定財源 (公債費に充当されているもの)	470,423	446,174	24,249	424,746
国・県からの利子補給	0	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	45,582	45,909	△327	45,885
都市計画事業の財源として発行した地方債の償還金に充当した都市計画税	424,841	400,265	24,576	378,861
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,253,701	2,313,857	△60,156	2,405,096
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	1,543,791	1,490,332	53,459	1,522,327
基準財政需要額に算入された公債費 (事業費補正分) (注2)	619,401	731,240	△111,839	790,306
基準財政需要額に算入された元利償還金 (密度補正分) (注3)	90,509	92,285	△1,776	92,463
標準財政規模	16,321,902	15,716,548	605,354	15,855,772
分子 (A+B-C-D)	971,218	995,930		1,095,962
分母 (標準財政規模-D)	14,068,201	13,402,691		13,450,676
実質公債費比率 (単年度)	6.9	7.4		8.1

(注) 1 主なものは、臨時財政対策債や合併特例債である。

2 主なものは、下水道費や道路橋りょう費の市債償還金である。

3 主なものは、一般会計出資債や簡易水道事業債償還金である。

4 令和2年度から農業集落排水事業費特別会計及び公共下水道事業費特別会計は公営企業会計へ移行している。

A元利償還金は、前年度に比べ29,395千円減少している。これは主として、過去の事業に用いた地方債の償還額の減少によるものである。

B準元利償還金は、前年度に比べ31,224千円減少している。これは主として、下水道事業会計の算定方法の変更により、準元利償還金が減少したことによるものである。

C元利償還金から控除される特定財源は、前年度に比べ24,249千円増加している。これは、主として都市計画事業関連の公債費等が減少したことによるものである。

D元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ60,156千円減少している。これは、主として基準財政需要額に算入された公債費が減少したことによるものである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の全会計の地方債残高、債務負担行為予定額及び土地開発公社・公営企業・一部事務組合及び第三セクターの損失補償等も含めた債務で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額を標準財政規模と比較し、将来の財政を圧迫する可能性を示したものである。

<算式>	$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能な財源}}{\text{標準財政規模} - A}$
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> A : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 </div>

比率は、次のとおりである。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度対比	早期健全化基準
将来負担比率	14.7	23.2	△8.5	350.0

将来負担比率は、14.7%で、前年度に比べ8.5ポイント改善しており、早期健全化基準の350%を下回っている。

この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いといえる。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，％，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率	
将来負担額	43,319,562	44,181,338	△861,776	△2.0	
内 訳	一般会計等の地方債の現在高	30,750,011	30,976,743	△226,732	△0.7
	債務負担行為に基づく支出予定額	462,249	514,323	△52,074	△10.1
	公営企業債等償還のための繰入見込額	8,011,970	8,559,455	△547,485	△6.4
	組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	113,217	247,075	△133,858	△54.2
	総社広域環境施設組合	95,684	228,475	△132,791	△58.1
	岡山県広域水道企業団	17,533	18,600	△1,067	△5.7
	退職手当の負担見込額	3,982,092	3,883,713	98,379	2.5
	設立法人の負債額等の負担見込額	23	29	△6	△20.7
総社市土地開発公社	0	0	0	0.0	
制度融資等に係る損失補償 (総社市小口資金)	23	29	△6	△20.7	

地方債の償還等に充当可能な財源		41,238,317	41,068,794	169,523	0.4
内 訳	充 当 可 能 な 基 金	9,558,002	9,508,800	49,202	0.5
	充 当 可 能 な 特 定 歳 入	3,111,880	3,245,201	△133,321	△4.1
	国 庫 支 出 金 等	82,074	94,304	△12,230	△13.0
	地方債を財源とする貸付金の償還	42,868	88,450	△45,582	△51.5
	都 市 計 画 税	2,986,938	3,062,085	△75,147	△2.5
	そ の 他	0	362	△362	皆減
	地方債現在高に係る基準財政需要額への算入見込額	28,568,435	28,314,793	253,642	0.9
A 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		2,253,701	2,313,857	△60,156	△2.6
標準財政規模		16,321,902	15,716,548	605,354	3.9
分子（将来負担額－充当可能な財源）		2,081,245	3,112,544	△1,031,299	△33.1
分母（標準財政規模－A）		14,068,201	13,402,691	665,510	5.0
将来負担比率		14.7	23.2	△8.8	△37.9

将来負担額は43,319,562千円で、前年度に比べ861,776千円減少している。これは主として、公営企業債等償還のための繰入見込額が547,485千円減少したことによるものである。

地方債の償還等に充当可能な財源は41,238,317千円で、前年度に比べ169,523千円増加している。これは主として、地方債現在高に係る基準財政需要額への算入見込額が253,642千円増加したことによるものである。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、本市の資金不足比率の状況は次のとおりで、資金不足を生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲内であると認められた。

いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は「－」で表示した。

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0
工業用水道事業会計	－	－	
下水道事業会計	－	－	
国民宿舎事業費特別会計	－	－	

※ 令和2年度から農業集落排水事業費特別会計及び公共下水道事業費特別会計は公営企業会計へ移行している。

地方公営企業法を適用している法適用企業と適用していない法非適用企業ごとの状況は、次のとおりである。

(1) 法適用企業

本市の法適用企業は、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の3会計で、この資金不足額は、連結実質赤字比率に算入する資金不足額と同額である。

＜算式＞	資金不足比率 = $\frac{\text{資金不足額}\{(A+B-C)-D\}}{\text{事業規模}}$				
	<table border="1"> <tr> <td>A：流動負債</td> <td>B：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高</td> </tr> <tr> <td>C：流動資産</td> <td>D：解消可能資金不足額</td> </tr> </table>		A：流動負債	B：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高	C：流動資産
A：流動負債	B：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高				
C：流動資産	D：解消可能資金不足額				

(注) 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金不足が生じるなどの事情がある場合において、資金不足額から控除する一定の額

いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足率は「－」で表示した。

(単位：%，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度対比	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	－	20.0
工業用事業会計	－	－	－	
下水道事業会計	－	－	－	

次表のとおり、水道事業会計は1,235,999千円、工業用水道事業会計は153,738千円、令和2年度から法適用となった下水道事業会計は48,212千円の資金剰余金がそれぞれ生じている。

また、参考までに資金剰余額の比率を求めたところ、水道事業会計は120.7%、工業用水道事業会計は465.9%、下水道事業会計は6.0%となっている。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，%)

区分	年度	流動負債 (控除未払金等) A	算入する 地方債 現在高 B	流動資産 C	解消可能 資金 不足額 D	資金剰余額 E	事業規模 F	<参考> 資金剰余額 の比率 E/F
水道事業 会計	令和2年度	539,541	0	1,775,540	0	1,235,999	1,024,003	120.7
	令和元年度	489,743	0	1,680,021	0	1,190,278	1,011,314	117.7
	増減額	49,798	0	95,519	0	45,721	12,689	
工業用 水道事業 会計	令和2年度	1,833	0	155,571	0	153,738	33,000	465.9
	令和元年度	7,200	0	140,885	0	133,685	33,863	394.8
	増減額	△5,367	0	14,686	0	20,053	△863	
下水道 事業会計	令和2年度	541,440	119,400	709,052	0	48,212	809,183	6.0
	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-
	増減額	541,440	119,400	709,052	0	48,212	809,183	

(注) 事業規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(2) 法非適用企業

本市の法非適用企業は、国民宿舎事業費特別会計の1会計で、この資金不足額は連結実質赤字比率に算入する資金不足額と同額である。

＜算式＞	資金不足比率 =	$\frac{\text{資金不足額} \{ (A + B - C) - D \}}{\text{事業規模}}$				
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>A : 繰上充用額</td> <td>B : 支払繰延額・事業繰越額</td> <td>C : 建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高</td> <td>D : 解消可能資金不足額</td> </tr> </table>			A : 繰上充用額	B : 支払繰延額・事業繰越額	C : 建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高
A : 繰上充用額	B : 支払繰延額・事業繰越額	C : 建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高	D : 解消可能資金不足額			

- (注) 1 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
(= 形式赤字 + 継続費の定時繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- 2 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 3 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- 4 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金不足が生じるなどの事情がある場合において、場合において、資金不足額から控除する一定の額

資金不足額を生じていないため、資金不足比率は「-」で表示した。

区分	令和2年度	令和元年度	前年度対比	経営健全化基準
国民宿舎事業費特別会計	-	-	-	20.0

次表のとおり、国民宿舎事業費特別会計は8千円の資金剰余額が生じている。

また、参考までに資金剰余額の比率を求めたところ、国民宿舎事業費特別会計は0.0023%となっている。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，%)

区 分	年 度	繰上 充用額 A	支払繰延額 事業繰越額 B	算入する地 方債現在高 C	解 消 可 能 資金不足額 D	資 金 剰 余 額 E	事業規模 F	<参 考> 資金剰余額 の 比 率 E/F
国民宿舎 事業費 特別会計	令和2年度	0	0	0	0	8	341,272	0.0023
	令和元年度	0	0	0	0	4	607,433	0.0007
	増減額	0	0	0	0	4	△266,161	

(注) 事業規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

3 審査の意見

以上のとおり本市の財政状態は、健全化判断比率については国の示す早期健全化基準を、また資金不足比率についても経営健全化基準をそれぞれ下回っており、健全段階の範囲内であると認められた。

しかし、本市の歳入面では、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による税収減など一般財源の減少が予測される。歳出面では、社会保障関係経費や公共施設等の維持補修費の増大、さらには、市庁舎建設等大型事業の実施に伴う経費も見込まれるため、徹底した事業の見直しや歳入確保に努めるとともに、将来を見据えた健全な長期的財政運営を推進されるよう望むものである。

(参考1)

健全化判断比率等の算定対象

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		介護保険特別会計					
	法適用公営企業	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
法非適用公営企業	国民宿舎事業費特別会計						
一部事務組合・広域連合	備南競艇事業組合						
	総社広域環境施設組合						
	湛井十二箇郷組合						
	岡山市市町村総合事務組合						
	岡山県市町村税整理組合						
	岡山県後期高齢者医療広域連合						
	岡山県広域水道企業団						
	大正池水利組合						
地方公社・第三セクター等	総社市土地開発公社						
	岡山県信用保証協会(総社市中小企業保証融資)						

※ 第三セクター等のうち、要件に該当しない団体(債務補償契約を締結していないなど)
 ・総社市文化振興財団 ・スキーム音楽振興財団 ・そうじゃ地食べ公社

※ 令和2年度から農業集落排水事業費特別会計及び公共下水道事業費特別会計が公営企業会計に移行している。

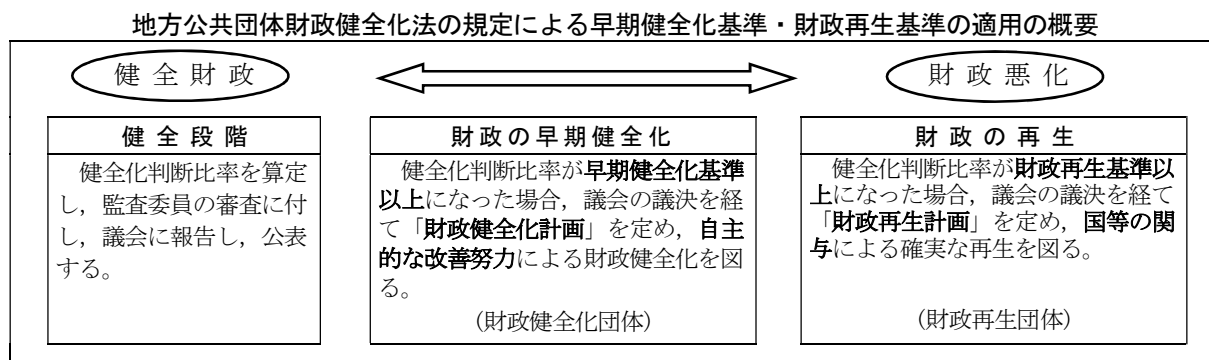
(参考2)

早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準の適用等について

1 早期健全化基準、財政再生基準の適用等

(1) 早期健全化基準、財政再生基準の適用

地方公共団体の財政破綻を未然に防止するため、早期健全化基準と財政再生基準の2段階で悪化をチェックすることが目的である。



(2) 早期健全化基準

区 分	早 期 健 全 化 基 準
実質赤字比率	地方債協議・許可制度における許可移行基準(市長村2.5~10%)と財政再生基準(20%)との中間値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25~15%とされている。 本市の場合は、標準財政規模が50億円以上200億円未満の団体ということで、算定の結果、基準は12.69%となる。
連結実質赤字比率	公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ、実質赤字比率の基準に5%を加えた17.69%となる。
実質公債費比率	地方債協議・許可制度において、一般単独事業の起債が制限される基準である25.0%とされている。
将来負担比率	実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村の場合は350.0%とされている。

(3) 財政再生基準

区 分	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している(旧)地方財政再建促進特別措置法の起債制限の基準を用い、市町村は20.0%とされている。
連結実質赤字比率	実質赤字比率の基準に10%を加えた30.0%となる。
実質公債費比率	地方債協議・許可制度において公共事業の起債が制限される基準である35.0%とされている。
将来負担比率	この比率が悪化しても直ちに資金繰りに窮するわけではないので基準は設けられていない。

2 経営健全化基準の適用等

(1) 経営健全化基準の適用

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定め、健全化に取り組むことになる。

(2) 経営健全化基準

現行の地方債協議・許可制度における許可移行基準を勘案し、20.0%とされている。